

※ 様式第 1 号で「①介護支援専門員の登録」の場合は、以下の誓約書を必ず記入・提出してください。

既に登録されており、「②介護支援専門員証の交付」のみの場合は、不要です。

※ 各項目について、「該当する・該当しない」のどちらかに○印を記入してください。

介護保険法第 69 条の 2 第 1 項各号に掲げる欠格事由に係る誓約書

年 月 日

山形県知事 殿

氏名 \_\_\_\_\_

私は、介護保険法第 69 条の 2 第 1 項各号に掲げる欠格事由に係る事実の有無については下記のとおりであることを誓約します。

記

	項目内容	○印記入欄
1	心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者(※)	該当する ・ 該当しない
2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	該当する ・ 該当しない
3	介護保険法その他の介護保険法施行令第 35 条の 2 で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	該当する ・ 該当しない
4	登録の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者	該当する ・ 該当しない
5	介護保険法第 69 条の 38 第 3 項の規定による介護支援専門員としての業務禁止の処分を受け、その禁止の期間中に自ら登録の消除を申請し、登録を消除されたが、まだ業務禁止期間が経過していない者	該当する ・ 該当しない
6	介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録消除の処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過していない者	該当する ・ 該当しない
7	介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録消除の処分に係る行政手続法第 15 条の規定による聴聞の通知があった日から処分をする日又は処分をしないことに決定する日までの間に自ら登録消除の申請をした者であって、登録を消除された日から起算して 5 年を経過していない者	該当する ・ 該当しない

※厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。